

品川区選挙執行規程の一部を改正について

【改正内容】

(1) ①選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額を改める。

条例の対象条項	種類	区分	限度額	
			改正単価	現行単価
97 条 (1) 工	宿泊料	1 夜につき (食事料 2 食分を含む。)	23,000 円	12,000 円
97 条 (1) 才	弁当料	1 食につき	1,500 円	1,000 円
		1 日につき	4,500 円	3,000 円
97 条 (1) カ	茶菓料	1 日につき	1,000 円	500 円

②航空賃について、第 97 条 (1) に実費弁償の費目として明記する。

(2) 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる報酬の額を改める。

条例の対象条項	種類	区分	限度額	
			改正単価	現行単価
97 条 (2) ア	事務員	1 日につき	15,000 円	10,000 円
97 条 (2) イ	車上運動員	1 日につき	20,000 円	15,000 円
97 条 (2) ウ	手話通訳者	1 日につき	20,000 円	15,000 円
97 条 (2) エ	要約筆記者	1 日につき	20,000 円	15,000 円

(3) ①選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

条例の対象条項	種類	区分	限度額	
			改正単価	現行単価
97 条 (4) イ	宿泊料	1 夜につき (食事料を除く。)	20,000 円	10,000 円

②航空賃について、第 97 条 (4) に実費弁償の費目として明記する。

(4) 第 29 号様式備考 4 および第 30 号様式 (丙) の (別紙) 備考 2 中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。